

中央会官公需関連事業等について

令和2年12月1日
岡山県中小企業団体中央会

I. 官公需適格組合の証明申請に係る支援

岡山県内には現在、6組合の官公需適格組合【※1】があり、その内訳は、役務関係が1組合、工事関係が5組合の構成となっております。

当会では、事業協同組合等が官公需適格組合の証明申請を行う場合において、適正な内容で経済産業局へ申請されるよう申請書の内容の事実確認を行うとともに、申請書作成についての支援を行っています。

組合にあっては、官公需適格組合の証明取得をお考えの際には、当会にてご支援いたしますのでお気軽にご相談ください。

【※1】官公需適格組合とは…

中小企業組合の中で、特に官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合です。

証明を受けるには中小企業庁が定める基準を満たす必要があります。

（基準例:共同受注(事務局)体制・規約整備、経理的基礎、共同受注実績など）

官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）第3条に基づき、国等の発注機関においては協同組合等を積極的に活用し、受注機会を増大する策が講じられています。

しかし、残念ながら岡山県下では、その受注実績は必ずしも十分なものとはいえない状況にあると思われます。

官公需法では、地方公共団体においても国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと明記されておりますので、是非とも組合等への発注機会の増大についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

II. 官公需総合相談センターの設置

「国等の契約方針」の閣議決定を受けて、中央会では平成 22 年 8 月より、県下の官公需に関する総合的な相談窓口として「官公需総合相談センター」を開設しています。

センターにおいて官公需に関する窓口相談業務や、各種官公需発注・落札情報等の提供を行っておりますので、組合及び企業の皆様におかれましてはぜひともご活用いただくと共に、地方公共団体におかれましても県下企業よりご相談があった場合には、ご周知頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

◎官公需総合相談センターの主な業務内容

(1) 「官公需情報ポータルサイト」【※2】を活用した情報の提供

例：発注に関する情報、入札参加資格に関する情報、国等の発注部局の相談窓口に関する情報等の提供

(2) 「官公需適格組合制度」の概要や取得申請・更新等に関する助言等

(3) 中小企業者等からの官公需情報に関する問合せの対応

【※2】官公需情報ポータルサイトとは・・・

「官公需情報ポータルサイト」は、国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報を検索するサイトで、平成 21 年 10 月 1 日から運用されています。特に、入札に関する情報は、発注機関がホームページ上に情報を公開してから 1 日程度経過後に本サイトのデータベースに登録されます。

(利用に当たっては「本サイトご利用に当たっての留意事項」でご確認下さい。)

官公需情報ポータルサイト <https://www.kkj.go.jp/s/>